

【表面/5ページ目】

退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収について

退職所得に係る市民税・府民税所得割(分離課税)は、所得税と同じように退職手当を支給するとき、その額に応じて市民税・府民税額を計算し、納入していただくことになります。その場合、「特別徴収に係る市民税・府民税納入書」(別冊)の「退職所得分」の欄に記入し、納めてください。

なお、「退職所得分」の欄の記入と同時に、裏面の「納入申告書」も必ず記載してください。

- (1) 分離課税に係る所得割の納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、本市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。ただし、1月1日現在で、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されている場合は除かれます。

- (2) 退職所得に係る市民税・府民税の求めかた

$$\begin{array}{|c|} \hline *1 \\ \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \text{市民税} & \text{府民税} \\ \hline 6\% & 4\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|c|} \hline \text{特別徴収すべき税額} \\ \hline \text{市民税} & \text{府民税} \\ \hline \end{array}$$

(100円未満は切捨て)

$$*1 \text{ 退職所得の金額} = (\text{収入金額} - *2 \text{ 退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

(千円未満は切捨て)

*2 退職所得控除額の計算

- ① 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数
(80万円に満たないときは、80万円)
- ② 勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 本人が障害者になったことにより退職した場合は、①または②に100万円を加算する。

※ 勤続年数は、1年未満は切り上げ

*3 勤続年数5年以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

◎ 10%の税額控除については、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職所得の税額計算から廃止されました。

【裏面/6ページ目】

異動届出書の記載のしかた

特別徴収の方を○で囲んでください。

異動届出書を市役所へ提出される日を書いてください。

異動された納税者の氏名

上段(平成31年1月1日現在)の住所から変更がある場合は新しい住所を記載してください。

結婚、その他で、特別徴収税額通知書の氏名と異なった場合に記載してください。

転勤等により新しい勤務地へ行かれる場合は、その名称、所在地、特別徴収指定番号、担当者氏名、電話番号等を記載してください。また新しい勤務先で月割額徴収開始月を確定された場合、右の欄に記載してください。

特別徴収税額通知書でお知らせしました指定番号・宛名番号を必ず記載してください。

退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の総額と給与から控除した社会保険料の総額を記載してください。

新しい勤務先で継続される場合1に○をしてください。全額徴収される場合2に○をしてください。未徴収額を納税者自身が納付する場合3に○をしてください。

特別徴収することができなくなった事由が、転勤・退職・死亡・休職・長欠の場合は、数字あるいは文字を○で囲んでください。それ以外の事由の場合は()内に簡単に記載してください。

異動された納税者の印

特別徴収税額通知書に記載された特別徴収税額を記載してください。

徴収していただいた月割額の合計額を記載してください。

特別徴収税額(年税額)から徴収済税額を差し引いた残額を記載してください。

一括徴収予定額を何月分で納入するかを記載してください。

※コピーしてお使いください。

31 市町村民税 給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

30年度 特別徴収指定番号

31年度 特別徴収指定番号

氏名

住所

担当

異動年月日

異動の事由

異動後の未徴収税額の徴収方法

1月1日以後退職時までの給与支払額

1 特別徴収税額 (年税額) 円

2 徴収済税額 (年税額) 円

3 未徴収税額 (年税額) 円

4 一括徴収 円

5 長欠 円

6 その他 円

7 社会保険料 円

8 控除額 円

9 控除後の税額 円

10 控除後の税額(10)と納税 円

11 左記の一括徴収した税額は 円分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。

12 特別徴収税額(年税額)を一括徴収する場合に記入してください。

13 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください)

14 一括徴収する項目に○をしてください。

1 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。

2 異動年月日が1月1日以後かつ特別徴収の継続の希望がないため。

15 一括徴収しない(一括徴収しない)場合(○)に当てはまらない場合に記入してください。

16 該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。

2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(年税額)を一括徴収しないため。

3 死亡による退職のため。

注 1 本書は、特別徴収の(個人)の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を出した(従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合)に提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日です。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 太線枠内を記入してください。

3 異動より給与を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以後退職時までの給与支払総額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、毎年の1月31日(注日の場合は、又月翌1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。

A B C D E F